

(第4回変更)契約変更の内容

契約変更年月日	令和6年11月28日
契約業者名	R2国道357号多摩川トンネル羽田立坑工事西松・奥村特定建設工事共同企業体
契約業者の住所	東京都港区虎ノ門一丁目1番18号
工事の名称	R2国道357号多摩川トンネル羽田立坑工事
工事場所	東京都大田区羽田空港地先
工事種別	一般土木工事
工事概要	工事延長＝約0.192km 工場製作工 一式 立坑構築工 一式 擁壁工 一式 舗装工 一式 排水構造物工 一式 埋設管路工 一式 構造物撤去工 一式 仮設工 一式
工期(自)	令和3年3月23日
工期(至)	令和7年3月31日
変更前の契約金額	6,570,014,000円(税込み)
変更金額	86,900,000円(税込み)
変更後の契約金額	6,656,914,000円(税込み)
変更理由	<ol style="list-style-type: none"><li>立坑構築工、擁壁工、縁石工 現地精査の結果、ニューマチックケーソン施工前に地中埋設物を撤去する必要性が生じ、撤去に時間を要した結果、契約工期内に工事が完成出来ない見通しとなったため、立坑構築工を減工する。また、立坑構築工の減工に伴い、擁壁工及び縁石工を減工する。</li><li>構造物撤去工 ニューマチックケーソン施工時に鋼矢板・鋼材等の撤去を同時に行うことが困難であり、事前に撤去する必要性が生じたため、地中埋設物撤去工を追加する。</li><li>仮設工 立坑構築工の減工に伴い、土留・仮締切工を減工する。</li><li>共通仮設費 現地精査の結果、鋼材の分布状況を把握する必要性が生じたため、支障物探査を追加する。</li><li>工期 工期は、構造物撤去工及び支障物探査の追加により122日延伸し、令和7年3月31日までとする。</li></ol>